諮問番号：令和６年度諮問第１４号

答申番号：令和６年度答申第２０号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和３年８月２５日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

生活保護費支給に関して、令和３年７月から８月に開始された障害基礎年金支給との相殺が発生したことに不服がある。

よって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人が障害基礎年金を受給していることを確認したため、令和３年８月に収入認定を行い、翌月の令和３年９月分の保護費から当該額を収入充当する本件処分を行ったことが認められる。

これに対し、審査請求人は、生活保護費支給に関して、令和３年７月から８月に開始された障害基礎年金との相殺が発生したことに不服を申し立てる旨主張している。

法第８条及び生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている（最高裁判決昭和４２年５月２４日民集第２１巻５号１０４３頁）。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の２、第８の３（２）ア（ア）及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８の１（４）アのとおり、収入の認定は、月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。また、年金等の収入については、その実際の受給額を認定することされ、１年以内の期間ごとに支給される年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

以下検討すると、処分庁は、令和３年７月２０日に審査請求人から受領した年金支払通知書及び国民年金・厚生年金保険年金証書（以下「年金証書」という。）により、審査請求人が同年４月から月額６５,０７５円の障害基礎年金を受給していることを確認したことが認められる。

本来、次官通知第８の２、第８の３（２）ア（ア）及び局長通知第８の１（４）アのとおり、６月に受給する障害基礎年金は、４月分及び５月分であり、受給月である６月から次の受給月の前月である７月の各月に分割して収入認定することとなる。また、同様に、８月に受給する障害基礎年金は、６月分及び７月分であり、受給月である８月から次の受給月の前月である９月の各月に分割して収入認定することとなる。

しかしながら、処分庁が、審査請求人が同年４月から月額６５,０７５円の障害基礎年金を受給していることを確認したのは、同年７月２０日であったことから、審査請求人に説明を行ったうえで、同年９月分の保護費から同年７月分の障害基礎年金の収入認定を開始したことが認められる。

したがって、本件処分は、令和３年９月分の保護費について、保護の基準に基づき、審査請求人の基準生活費７６,８８０円及び障害者加算額１７,８７０円の合計９４,７５０円を算定したうえで、障害基礎年金の額６５,０７５円を収入として認定し、差し引いた額２９,６７５円を支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

（２）以上のとおり、本件処分は、法令及び法令に基づく保護の基準に則ってなされた処分にすぎず、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

（３）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和６年１０月　３日　諮問書の受領

令和６年１０月　７日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１０月２１日（１０月１５

日付け提出あり）

　　　　　　　　　　　　　口頭意見陳述申立期限：１０月２１日（１０月１５

日付け申立てあり）

令和６年１０月２５日　第１回審議

令和６年１０月２８日　審査会から審査請求人に対し回答の求め（回答：令和６年１０月３１日）

令和６年１１月　６日　審査請求人から主張書面の提出あり

令和６年１１月２９日　口頭意見陳述、第２回審議

令和６年１２月２３日　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、法の目的として、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、同条第１項では「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（４）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

（５）法第２５条第２項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と定めている。

（６）国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１８条第３項は、「年金給付は、毎年２月、４月、６月、８月、１０月及び１２月の６期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」と定めている。

（７）国民年金法第３３条第１項は、「障害基礎年金の額は、７８万９００円に改定率を乗じて得た額（その額に５０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数が生じたときは、これを１００円に切り上げるものとする。）とする。」と定めている。なお、国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成１７年政令第９２号。令和３年政令第１００号による改正後のもの）第１条は、令和３年度における改定率を１．０００と定めている。したがって、本条に基づいて審査請求人が受給する令和３年度の障害基礎年金月額は、上記金額を１２で除した６５，０７５円である。

（８）保護の基準別表第１第１章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費の額を定めており、処分庁所管区域内の本件処分の時点における審査請求人世帯（単身世帯）の居宅基準の基準生活費の額は７６，３１０円、審査請求人の年齢による経過的加算額５７０円を加えると７６,８８０円である。

（９）保護の基準別表第１第２章２は、障害者加算について定めており、処分庁所管区域内の本件処分の時点における審査請求人の障害者加算額は１７，８７０円である。

（１０）次官通知第８の２は、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前３箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と、第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（１１）局長通知第８の１（４）アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、１年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。（後略）」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年６月２１日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）令和３年５月２０日付けで、厚生労働大臣は審査請求人に対し、年金の種類を障害基礎年金とし、令和３年３月に年金受給権を取得したとして、令和３年４月より年７８０,９００円の障害基礎年金を給付する決定を行い、年金証書として審査請求人に送付した。

（３）令和３年７月７日、厚生労働省官署支出官厚生労働省年金局事業企画課長より審査請求人に対し、「令和３年７月の支払額」「令和３年８月から令和３年１２月の各期支払額」「令和４年２月の支払額」「令和４年４月の支払額」をいずれも１３０,１５０円とする通知（以下「年金支払通知書」という。）を行った。

（４）令和３年８月１７日、処分庁は審査請求人に対し、審査請求人が郵送してきた「年金支払通知書」及び「年金証書」に基づき、６月保護費から年金の月額分６５,０７５円を収入認定することとなるため、既に支給した６月～８月の保護費について返還の必要があり９月保護費から減額調整すること、また９月保護費から年金月額分について収入認定を行うことを説明した。

（５）翌８月１８日、処分庁は審査請求人について令和３年９月１日付けで年金月額６５,０７５円の収入認定を行うこと、年金請求のための診断書費用４,０００円については挙証資料があれば必要経費とすることを決定した。

（６）令和３年８月２５日、処分庁は本件処分を行った。本件処分に係る通知の処分理由には「○○さんが令和３年４月分より年金を受給しているため、年金はその実際の受給額を認定する旨を定めた（中略）〔次官通知〕第８－３－（２）―ア―（ア）に基づき、９月より月額６５,０７５円の収入認定を開始します。なお、６月保護費から収入認定を行う必要があるが、返納額が生じるため、○○さんと話し合いのうえで処理を行います。」と記されている。また、「生活扶助」として「ア基準額７６,８８０円　イ加算額１７,８７０円〔障がい者加算〕（中略）合計９４，７５０円」と、「収入充当額」として「６５,０７５円」と、生活扶助から収入充当額を差し引いた額として「支給額」は「２９,６７５円」と記されている。

（７）令和３年９月６日、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）本来、国民年金法第１８条第３項によると、令和３年６月に受給する障害基礎年金は、４月分及び５月分であり、次官通知第８の２、第８の３（２）ア（ア）及び局長通知第８の１（４）アのとおり、受給月である６月から次の受給月の前月である７月の各月に分割して収入認定することとなる。また、同様に、８月に受給する障害基礎年金は、６月分及び７月分であり、受給月である８月から次の受給月の前月である９月の各月に分割して収入認定することとなる。

しかしながら、処分庁が、審査請求人が同年４月から月額６５,０７５円の障害基礎年金を受給していることを確認したのは、同年７月２０日であることから、審査請求人に説明を行ったうえで、同年９月分の保護費から同年７月分の障害基礎年金の収入認定を開始したことが認められる。

したがって、本件処分は、令和３年９月分の保護費について、保護の基準に基づき、審査請求人の基準生活費７６,８８０円及び障害者加算額１７,８７０円の合計９４,７５０円を算定したうえで、障害基礎年金の額６５,０７５円を収入として認定し、差し引いた額２９,６７５円を支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

（２）なお、審査請求人は審査請求書及び主張書面において第２の１の主張以外に縷々主張を述べているが、明らかに本件処分の違法性ないし不当性に関するものとは認められず、本件処分に対する主張として失当と言わざるを得ない。

（３）以上により、本件処分は違法または不当と認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）　原田　裕彦

委員　　　　　　海道　俊明

委員　　　　　　福島　　豪